

ハワイにおける日系仏教教団の 現地法人設立と組織の変容

——財団法人布哇浄土宗教団の設立を事例に——

魚尾和瑛

1. はじめに

第二次大戦前のハワイは、日本から仏教教団が海を渡り、移民への布教、教化をおこない、ハワイ社会に根付いていこうとする、各教団の動きが見られた時代であった。根付いていくことの証左の1つは、現地の法律、すなわちハワイの法律に基づいた法人を設立することであろう。ハワイの日系仏教教団に関する研究は、様々な成果が提出されているが、現地法人の設立については、中野毅がハワイ本派本願寺¹⁾を主な対象として、ハワイの法制度の側面に注目して論じてきた〔中野 1979,1981〕。

中野は、日系宗教の法人設立に際して直面する問題を、ハワイ本派本願寺と第二次大戦後に再編成されたハワイ浄土宗教団²⁾を事例に指摘している。中野によると、ハワイ州法人法の特徴的な法人構造は、信徒中心の「理事会制」(board of director-ship)であるのに対して、日系宗教は聖職者中心主義であり、この点が法人設立に直面する問題点であると指摘する。両教団も理事長、理事会が信徒によって構成、法的な代表権、経営権を信徒がより強く握り、更には聖職の中心である開教総長の選出・任命にも信徒が参画し、ハワイ州法人法に寄った法人組織になっている〔中野 1979〕。

さらに中野は、ハワイ本派本願寺を代表的事例として、法人設立過程と教団組織の変容を分析し、ハワイ社会への適応過程の中でハワイ本派本願寺は現地法人を設立し、アメリカの法規規定に従って、教団機構の整備などの諸

条件を受容し、組織の在り方や教義などを変容させたことを明らかにした〔中野 1981〕。特に法人として認可された教団組織の基本構造がアメリカの法人法の規定に従っており、法的規制に従うことは、ハワイ社会の文化的社会的価値に準ずること、即ち適応過程であると述べる。そして、当初は、民主的な運営に馴染まない日系一世が信徒の大半を占めていたことから、教団運営は開教使中心であったものの、1923年の「議制会³⁾」設置以降、徐々に「信徒支配 (Layman control) が増大」し、第二次大戦以降には本格的に「信徒支配が増大」した、とその変容過程に言及している〔中野 1981:65-66〕。

中野による調査・研究によって、ハワイの日系仏教の代表である本派本願寺の教団組織の形成・変容過程について詳らかにされているものの、果たして他宗派も同様であったのか、その点は検討の余地が残っている。そこで、本派本願寺よりも先に公式開教を始めながらも、現地法人の設立が遅れた布哇浄土宗教団を事例に、現地法人の設立過程の経緯を当時の教団資料や日系新聞などから明らかにしていく。

対象とする戦前のハワイ浄土宗に関する研究は、戦前から戦後の開教使の活動実態を、開教使が記したノートより明らかにした星野英紀による成果や〔星野 1981〕、明治から現代までのハワイ浄土宗の布教実態を明らかにした鷺見定信の成果がある〔鷺見 1982,1983,1984,2004〕。鷺見は、日系移民の定住化、日系二世の増加という日系社会の変化を受けて開教使の布教内容が英語化・通仏教化したことを指摘している。星野、鷺見共に法人設立や教団組織については言及していないものの、これまでの成果も踏まえたうえで、布哇浄土宗教団の現地法人設立がどのような経緯でおこなわれ、設立が教団にとってどのような変化をもたらしたのか注視していく。

また、本論文では現地での活動などを知るために、浄土宗ホノルル別院に残されている資料を利用する。利用する資料は、『浄土宗開教院日鑑⁴⁾』である。『浄土宗開教院日鑑』は、1923年3月から1938年5月までの開教院の日鑑である。執筆者は複数いると思われる、主に会議の議事録や当時の浄土宗に関連するハワイ発行の新聞の切り抜きなどで構成されている。その他にも浄土宗の開教施策については、浄土教報社が発行する『浄土教報』を中心に確認し、日系社会の動きについては、当時日系社会で発行されていた新

聞『日布時事⁵⁾』、『布哇報知』の二紙を参照する。

なお、本稿では海外布教に向かった布教者や、教団から任命された開教使などを総じて開教使と称することとする。また、用いた資料などの旧漢字は新漢字に改めた。

2. 財団法人設立以前のハワイ浄土宗の組織

2.1 浄土宗のハワイ開教

まず、財団法人が設立される以前のハワイ浄土宗の組織について確認したい。浄土宗のハワイ開教は、1893年に結成された、「布哇宣教会」によって開始される。この会は浄土宗有志による組織であったが、浄土宗管長日野靈瑞や増上寺法主野上雲海といった浄土宗の要職に就く僧侶が寄付をおこなっており、単なる有志の組織ではなかったことが確認できる〔鷲見1983〕〔浄土宗海外開教のあゆみ〕編集委員会編1990〕。そして、布哇宣教会の支援の元、1894年に松尾諦定、岡部学応がハワイへと派遣された。当時の布教方針は、ハワイ島やマウイ島などの耕地に赴き法話などをおこなう、キャンプ布教であった。そして、順調に帰依者を増やし、1896年には、ハワイ初の仏教会堂、ハワイ島ハマクア仏教会堂を建立する。

1898年になると、浄土宗によって改定宗制宗規が發布され、これによって開教区制度が決定し、ハワイは第四開教区とされる⁶⁾。これが教団としての正式な開教の始まりであり、これ以降、教会堂・寺院の建立が本格化するようになる。そして、1903年には開教使の統制監督の為に、清水信順が開教使長として派遣され、ハワイ島ラウパホエホエ教会堂に開教本部ならびに教務所を設置した。しかし清水は、浄土宗発展の為に、ホノルルに開教本部を設置する必要があると考え、1905年7月に後に第二代開教使長となる、伊藤円定と共に仮布教所兼開教区教務所をホノルルサウス街の借家に設立する。また1905年内には「法友会」が開教院に組織される。では、この「法友会」はどのような組織であったのだろうか。

2.2 法友会の設置

1905年に組織された「法友会」は、1906年1月7日に発会式が行われ、規則が定められる⁷⁾。規則などを見ていくと、現在の檀信徒会のような組織であることが確認できる。ここでは、規則からその内容を確認する。

法友会の規則は、15条で構成されており、当会が開教院の附属事業であると示されている。また、ハワイ在住の仏教信徒を以て組織することが記され、目的も「在布七万の同胞をして仏教の法爾に洛せしめ身心の解脱を得せしむる」と、浄土宗以外の仏教徒も対象としていたことが判る。

組織としては、会の下に老年部・婦人部・青年部・少年部が設置されており、会費は、1ヶ月に15¢、家族での入会は1ヶ月25¢とされている。また、婦人部の下には、婦徳修養の目的で「積善講」が組織されていた。1908年1月24日には、法友会評議員会において、教化活動として夜学部・運動部が新たに設置され、「合同教会」と呼ばれる法要の開催も決定された⁸⁾。夜学部では、白人教員による英語教育がおこなわれ、運動部では、「体育養成」の為に野球チームが結成されていた。また、1908年4月15日には、月刊機関誌『法友⁹⁾』が発行開始となった¹⁰⁾。

2.3 明照会の設置と法友会の解散

このように、法友会は順調に組織として整備されていったが、1914年11月、第二代開教使長伊藤によって法友会は解散となる。会の解散は、1914年10月6日に起きた、「布哇女学校生徒同盟休校」事件が発端となった。布哇女学校は、開教院付属学校であり、1910年6月に伊藤によって計画、設立された学校であり、信徒の子弟以外も通学していた¹¹⁾。また、学監は開教使長が勤め、教員も一部が尼僧であるが、多くの教員は僧侶ではなかった。

では、「布哇女学校生徒同盟休校」事件とはどのような事件であったのだろうか、当時の新聞からその内容を確認していく。この事件は、布哇女学校の生徒約半分である78名が、一部教員の罷免、伊藤の学監・校長代理の辞任を求めて休校したものである。10月7日発行の『日布時事』によると、生徒らは、一部教員の授業方法が乱暴であったことや、尼僧が独身主義を校内で教えていたこと、寄宿生の扱いに不公平があったことが原因であり、その是正

などを求める為に、教員の罷免などを求めていたようである。この事件は、開教院のみならず、当時の新聞や総領事を巻き込み、大きな問題となった¹²⁾。

この問題解決の為に、伊藤は、布哇女学校の学務委員と法友会を解散し、新たに開教院に明照会を設置しようとする¹³⁾。これは、法友会の会員の一部が学務委員であり、法友会を解散しなければ、学務委員も解散することが出来なかったことによる。だが、この解散は法友会の役員や会長にも通知されずに臨時総会にて伊藤が一方的に宣言したものであり、法友会のみならず日系新聞各紙もその方法に疑問、反対を唱えた。特に当時の法友会会長を中心として改革派が結成され、伊藤ならびに明照会に対して徹底抗戦の姿勢を示すが、法友会から明照会へと転ずる者や、その反対に明照会から法友会へと転ずる者が続出し、收拾がつかなくなってしまう¹⁴⁾。

当時の新聞や教団資料には、事の顛末が記されていないが、1915年1月3日には明照会の発会式が開教院でおこなわれており、最終的には明照会として組織が一元化されたようである¹⁵⁾。また、機関誌『法友』は『明照』と改名して発行が続けられ、法友会青年部は明照青年会と改められ、会則が定められたことが伝えられている¹⁶⁾。

以上、ハワイ浄土宗は、法人設立までに、運営や組織上の問題を内包していたことが判る。では、問題を内包しながらも、どのように法人を設立したのか、その経緯を見ていく。

3. 現地法人の設立過程

3.1 法人設立運動の前史

現地法人を設立しようとした動きの初発は、1916年8月22～25日に開催された布哇開教区開教使会で見られる。

▲区長の提案議案

- 一、布哇県法律の下に浄土宗教団を組織する件
- 一、右教団の規則及細則

- 一、右教団支部規則及細則
- 一、布哇開教区教区制定案
- 一、開教区規定改正案

(『浄土教報』1916年9月15日1233号:10-11)

ここで伊藤開教使長によって提出された議案に於いて、初めてハワイの法律が意識されるようになる。しかし、実際に現地の法律に依る教団組織について検討がなされたのは、1924年7月21日から23日まで開催された「大正十三年度開教使会議」になる。この会議においては、以下のような議事録が残されている。

五 教団組織ノ件 本部ノ意向

目下本部ノ事情ニヨリテニハカニ組織シ難シ
機ヲミテ□ラナサントス、本部支部トガ準備ヨ□□。

(『浄土宗開教院日鑑』:p.15)

この議事録では、本部すなわち開教院の「事情」によって組織することが難しいことが記されている。この「事情」について直接は記録に残っていないが、「事情」として推測しうる出来事が三点ある。

第1に外国語学校取締法反対試訴の影響である。1916年から1924年の間には、日系社会を大きく揺るがした「外国語学校取締法反対試訴」が起きている¹⁷⁾。外国語学校取締法案は、排日感情を含み、日本語学校の根絶を目指すものであった。同法が県会¹⁸⁾を通過成立したことに對し、日系社会から「教育の自由を奪う、米国憲法違反である」と試訴が起きた。さらにこの試訴は、日系人社会を「自由と人権を守るために試訴すべき」という訴訟派と「米国内に居住するのであるから日系児童将来のために試訴しないほうがよい」という反訴派に二分した¹⁹⁾。

布哇開教区として、特に対応をおこなったことは記録されていないが、『日布時事』1919年7月17日号によると、1919年7月17～19日におこなわれた開教使会議では、「教育方針並に教育事業に関する宣言決議文」の草

案が発表されていたことが記されている。そして、草案が採用され、「教学分離について、宗教家が教育に従事することは当然」との宣言が採択されている。また、浄土宗関係の試訴校も十校あり、基本的には訴訟派に属していたと思われる。ただ、どちらの派に所属していたとしても、外国語学校取締法案の制定といった、排日運動が展開されていた社会状況を鑑み、現地法律に則った法人へと申請することは、はばかれていたのであろう。

第2に、開教使長の頻繁な交代・帰国が続いたことである。1917年に第二代開教使長の伊藤円定が辞任し帰国することになる²⁰⁾。そして、1920年には、第三代開教使長久家慈光が病気の為に辞任する²¹⁾。また、1922年には、第四代開教使長立川真教が病気療養の為に1年間日本へ帰国している²²⁾。このような状況では、開教使会議などに於いて、法人申請に関する議論がなされるのは難しかったであろう。

そして第3に布哇開教区内での不祥事が続出してしまったことである²³⁾。まず、1922年に病弱であった立川開教使長を排斥する運動が開教使、檀信徒を巻き込んで勃発する²⁴⁾。さらにこの運動が日本まで飛び火し、浄土宗教学部管事神谷秀瑞の不信任電報が宗会議長宛に打電されてしまった。この運動は1924年2月に立川が復帰することによって収束する。

しかし、その直後の、同年4月15日にワイルク浄土宗教会に着任した加藤照山を一部信徒が擁して独立宣言をし、教会の敷地及び財産を不法に横領、独立財団設立の手続きをした、「ワイルク騒擾」が勃発してしまう²⁵⁾。「大正十三年度開教使会議」が開催された7月は、「ワイルク騒擾」の調停がおこなわれていた最中であり、このような不祥事が「事情」として処理されていたのであろう。

さらにこの騒擾の沈静化に尽力した立川は、自身の病を押して、ワイルク浄土宗教会へと赴いて、加藤や信徒の間に入り、調停をおこなっていたことにより、騒擾の解決後、体調を崩して入退院を繰り返すようになる。そして、体調が戻ることなく、1925年2月12日に亡くなってしまふ。立川の死去は、当時の新聞で大きく報じられた²⁶⁾。このような事情がさらに開教使長の死亡、交代を招いてしまい、より現地法人の設立は遠のいてしまったのである。

3.2 法人設立運動の展開

以上のように日系社会の動きと布哇浄土宗自体が抱え込んでいた問題が重なったことによって、教団の財団法人化の動きは停滞していた。しかし、福田闡正が開教区長として着任するとその動きは急に活発化する。

福田は、これまでハワイに着任した開教使とは違い、着任以前から浄土宗の開教施策に深く携わっていた人物である。まず福田の開教使としての活動を確認したい。福田は、1904年に宗命によって、出征軍人慰問布教使として満州へ渡り、布教活動をおこない帰国する。その直後、1905年には再度宗命によって満州老爺苗裡に布教所を開設している。その後も満州内を布教しつつ行脚し、1911年には老爺苗裡布教所を移設、1914年には布教所建物を新設し、護国山福田寺と改称する。その後も1917年には鄭家屯教会所、長春寺をそれぞれ開設し、長春寺主任として布教をおこなっていた。また、1926年9月1日には、長春各宗連合主催による、関東大震災追悼会が長春で開催され、この追悼会において、福田は導師と法要後の説教を担当するなど、満州においても代表的な開教使の1人であったようである²⁷⁾。このように福田は、満州での約20年間、開教、布教に携わっていたことが判る。

この福田をハワイへと赴かせたのは、当時の浄土宗教学部長柴田玄鳳である²⁸⁾。柴田は、教勢不振の布哇開教区の革新の為に再三固辞する福田を説得し、最終的には、福田は1927年7月6日に布哇開教区長として任命された²⁹⁾。以上、福田の経歴を鑑みると、開教区の運営、組織化、さらには布教方法などのノウハウを持っており、その経験から組織改正が行われていったことが判る。

福田は、1927年8月7日に来布し、9月26日に「教団組織に就て相談有り」と、役員を招集すべく案内状を役員や各地区の代表者ら68名に発送している。

謹啓

御尊家御一同様益御清栄の條大慶至極に存じ奉候

諸当院は従来組織上に欠陥有之候故今回新に方針を定め当院及附属事業の開展方法を講じ度と存候間甚

御迷惑ながら来る二十八日午後正七時当院に御來車の上御協議相成下

され度き様特に願ひに及び候也

- 一 当院組織改変の件
- 二 当院附属事業の件
- 三 当院改築及改築費の件

昭和二年九月二十六日

浄土宗開教院主任 福田闡正

注意 勝手ながら時間は正確に致度候間御承知願上候

(『浄土宗開教院日鑑』:p.87)

この案内状では、組織に欠陥があったと福田は記しており、来布当初から、布哇開教区の組織上の欠陥を見抜いていたことが判る。

また、この会議について、28日の『日布時事』、『布哇報知』二紙に案内状が掲載されている。9月28日の『日布時事』の記事によると、この組織改変は「新規撒直的に組織を改め、気分を一新して浄土宗の教勢振興を図らんとする重要事項である」と見なされている。同記事には、浄土宗の教勢に関する考察が記されており、少々長いが引用したい。

歴史古い信徒多い浄土宗しかも教勢不振如何

布哇の仏教界にありて真宗に嗣いで多数の信徒を有する浄土宗である、又最も早く組織的に布教を開始したのも浄土宗である、然るに浄土宗の教勢が他の宗派に比して兎もすれば不振の観あるは種々の原因あるも、主として

- 一、布教開始に方り布哇島を先にしホノルルを後にしたこと
- 二、ホノルルの中心地を避けて一方に偏せる土地に開教院を設けたこと
- 三、布哇開教の策源地中樞機関として開教院の組織に不備の点ありしこと
- 四、開教院監督に適任者を得ざりしこと

等に帰せねばならぬ、何故に然るやといへば

- 一、布哇全体に跨る事業は何でも先づ首府のホノルルに根拠を据ゑたる後他島に及ぼさなくてはならぬ、浄土宗は明治二十七年逸早く開教使を布哇に送つたが、ホノルルを無視して布哇島から開教し、ホノル

ルに開教院を置いたのは明治四十二年である、これは教勢の進展と宗務の統一を図る上に甚だ拙策であつた

二、明治四十二年伊藤円定師といふ傑物が開教使長となり大ひに勢力を張つたが折角新設の開教院をホノルルの中央部を避けてサウス街の南端に置いたのは大失策である、伊藤師はカカアコー帯を将来ホノルルの中心地となると睨んだのであるが、此の予期は美事に外れてカカアコー帯はホノルルの工場地となり開教院はカカアコの開教院といふ風に見らるるに至つた

三、開教院を財団法人組織となし、各地布教場を統括する有力な機関たらしむることを怠つた

四、伊藤師は毀誉褒貶相中ばしたが却々の人物で一時師の活動で浄土宗の勢力は本願寺を凌がん計りであつた然るに伊藤師帰朝後歴代の開教使長なり監督は宗教家としては立派だつたが消極的な性格で教勢発展には不向の人物ばかりであつた

(『日布時事』1927年9月28日号)

この記事において、浄土宗の教勢不振について様々に考察がなされているが、その中でも開教院の組織に不備があつたことや、財団法人組織、すなわち現地法人を設立しなかつた点が、教勢不振を招いたと記されており、日系社会からも浄土宗の教勢不振の一因が現地法人の設立を怠つたことと認識されていたことは注目すべき点である。

残念ながら福田が招集した信徒会議の内容は浄土宗に残る記録等には残っていないが、9月29日の『日布時事』では、「浄土宗教団組織の件 昨夜信徒会議にて満場一致で可決す」と会議における議案と会議の様子を伝えている。

議案

〔一〕浄土宗開教院組織改正の件

浄土宗教団組織大綱

一、浄土宗教義の涵養と寺院経営維持の確立とを主旨とす

二、浄土宗信徒と仏教徒とを以て組織し自治制とす

三、法要、布教、宗教教育、婦人会、青年会、敬老会、其他社会公益の事業をなす

〔二〕 当院附属事業の件

従来の女学校、明照会、婦人会、青年会等は一举して浄土宗教団に併合し各員は其進展に努むること

〔三〕 当院改築及び改築費の件

此重要問題は今日より準備し置く必要あり各自念頭に深く刻み置かれんことを切望す

(『日布時事』1927年9月29日号)

これらの議案は、逐条討議がなされ、満場一致にて各案を可決されたことも記事には記されている。そして、教団組織の規則を制定し、速やかに政府に届け、役員選挙をおこなうことになったと報告されている。

また、『浄土宗開教院日鑑』に依ると10月3日には教団規則の原案を福田が作成し、翌4日には役員会を開催、草案を作成している。その後の6日には案内状が送付されている。送付先については不明だが、案内状には、「廿八日附(筆者注、前述信徒会議のこと)御願申上た各位は悉く浄土宗教団組織の発起人たる事を承諾され候」と記されており、案内状を受け取った人に対し、発起人に加わることが要請されていることが判る。このように作成された草案は、10月8日の信徒総役員会において決議され、教団規則をハワイ全島に配布することが決められる。そして、1927年11月20日、政府の認可が下り、財団法人布哇浄土宗教団の設立が完了する³⁰⁾。

4. 教団規則から見る教団運営の在り方

1927年10月8日に決定された、財団法人布哇浄土宗教団の規則は、『浄土宗開教院日鑑』に添付されている。規則は5章、細則は28条で構成されており、これらから法人の目的や組織の基本構造や運営の在り方を確認したい。

4.1 教団規則と細則

まず、法人の目的は、「本教団は浄土宗教義の宣布と寺門経営の確立とを目的とす」とあり、教勢の維持拡大をめざし、寺院経営を安定にすることであると記されている。そして教団としての事業は、「法教、社会、営繕」とされ、それぞれの内容は細則にて規定されている。「法教」とは、法要や布教を示し、「法要、布教は団長（開教院主任）其任に当り全責任を負ふものとす」と開教使長にその方針が一任されている。また、「社会³¹⁾」とは学務部（付属の学校）、婦人部、青年部、敬老部、雑務部であり、「営繕³²⁾」は経営部、修繕部、臨時部とされている。すなわち、「社会」事業は教団付属の各組織のことであり、「営繕」とは、経営などの事務のことである。

次に組織とその構成員については、「本教団は浄土宗信徒及仏教徒を以て自治制とす」と規定されている。ここで注目するべきは、浄土宗信徒のみならず、仏教徒も含めている点と、自治制を取ると明記されている点である³³⁾。また教団の構成員は、通常団員（月 35¢）と特別団員（月 1\$）に区別されている。役員に関しては、団長は開教区長、副団長のうち一名は開教院在留開教師が任命、もう一名やその他の役員は団員総会の決議に基づく選挙若しくは指命委託制が布かれている。副団長のうち一名が僧侶ではない点や、評議員が 50 名、事業委員が 65 名という人数は特筆する点であろう³⁴⁾。また、総会は年に一回、役員会は毎月開催されることが記されている。

このように、教団運営に多くの信徒が関わっていることが規則などから判るが、運営、特に会計などはどうなっているのだろうか。規則、細則では、財産や会計などを「資材」と記し、その処理に関しては、「団長の承認と重なる役員の合議とにより処理するものとす」としている。これは、合議制としながらも、団長すなわち開教区長が「承認」した場合のみ処理することが出来る、ということである。また、細則では、「法要、布教による収納は団長（開教院主任）の取得にして本教団会計に係るなきものとす」と規定されており、法要・布教による収入は、法人とは区別され、団長（開教区長）へ直接行くようになっている。つまり、運営としては多くの信徒が関わっているものの、会計などについては、開教使、すなわち聖職者が運営の中心にあることが判る。

4.2 法人設立と組織の変容

以上のように、教団規則などが決定したことによって、布教内容や既存の組織なども変容が見られるようになる。布教内容については、鷲見が先行研究で指摘するように、英語化・通仏教化が進んだ〔鷲見1982,1983,1984,2004〕。

組織の変容としては、開教院に附属する布哇女学校が開教院の移転に伴い、名称をシュドハ学院へと変更し、男子にも中学教育を行うようになり、1928年には、自然消滅していた婦人会を浄土宗婦人会として再結成し、約500名の会員を集め、幹事合議制を導入するようになる³⁵⁾。また、1932年には、明照青年会を布哇明照青年会として、各島の教会に附属する各青年会と合流した統一機関とする。さらに青年会に明照青年会夜学部を設置し、日系二世の世代に合致するよう日本語教育だけでなく、精神啓発などをおこなうようにした³⁶⁾。これらは、教団規則や細則ができたことが一因であろう。

他にも開教院以外の浄土宗寺院も組織化を1927年以降進めていることも判っており、エフ浄土院やオーラウ浄土院、コハラ浄土院、ワイルク浄土院、カピア浄土院の婦人会や青年会、日曜学校が1927年以降、再開もしくは新たに組織として設立されている³⁷⁾。つまり、現地法人を設立したことによって、各寺院の組織化の起爆剤となったことが判る。

5. まとめ

以上、財団法人布哇浄土宗教団の設立過程や組織の変容を、資料などに基きながら明らかにしてきた。布哇浄土宗教団は、現地の法人法に基づいた法人設立を志向しながらも、教団内外の要因によって設立することができないまま、ハワイでの布教活動を継続し、福田の着任によってやっと現地法人を設立することが出来た。即ち、順調に日系社会において教勢を維持・拡大し、ハワイ社会にも適応していった本派本願寺と違い、浄土宗は教勢を維持する為には、教団組織の建て直しを図らなければならず、その一環として現地法人を設立した、ということになる。実際に法人設立後は、青年会などの

組織が各寺院で設立、再開され、布教内容などにも変化が見られ、教団組織の建て直しは成功したと言えるであろう。

一方で、教団組織の運営に信徒が多数関わるなど、信徒中心となりながらも、法要・布教に関する収入は法人ではなく、開教監督に直接行くなど、聖職者が運営の中心にすることが確認できた。つまり、見かけ上はハワイの法規に則した組織としながらも、中野が明らかにしたような「信徒支配が増大」していった本派本願寺と比べると、聖職者中心主義の日本の教団組織の在り方に類似していると言えよう。

ではなぜ、浄土宗は聖職者中心主義の運営を継続していったのであろうか。その点を検討し、まとめとしたい。まず、本派本願寺のハワイ開教の方針は、日本の本山から経済的保護を受けずにおこなう「自給布教独立伝道」であった〔中野 1981:50〕。一方で浄土宗は、現在に至るまで日本の本山（教団）からの開教費の補助を受けて運営されている³⁸⁾。つまり、浄土宗は現地法人を設立しながらも、運営資金は日本から補助を受けており、開教費について本山との連絡、折衝などができる開教監督や開教使が運営の中心にいる必要性があった。言い換えると、現地法人を設立して、表面上はハワイの法制度に則して組織を変容させながらも、宗派の開教施策によっては、運営の在り方を日本と類似せざるを得なかった、ということである。

本論文では、浄土宗の法人設立過程や組織の変容を明らかにし、現地法人を設立しながらも各宗派の開教方針によって、運営の在り方に違いが見られることは確認できた。しかし、聖職者中心主義の運営のなかで、信徒がどのようなアクターであったのか、という点は明らかに出てきておらず、今後の課題としたい。

参考文献

新聞

- 日布時事社『日布時事』1910年6月、1914年10～12月、1919年7月、
1925年2月～3月、1927年7月～12月
布哇報知社『布哇報知』1925年2月～3月、1927年7月～12月

教団資料

『浄土宗開教院日鑑』

浄土教報社『浄土教報』1906年683～727号、1916年1233号、1917年1279～1299号、1920年1401～1405号、1926年1680～1692号

浄土宗務所総務局『宗報』1920年37号

柴田玄鳳編1929『浄土宗開教要覧』浄土宗務所教学部

「浄土宗海外開教のあゆみ」編集委員会編1990『浄土宗海外開教のあゆみ』
浄土宗出版室

新保義道1987『ハワイ開教九十年史』山喜房佛書林

福田闡正編1934『洋上の光』布哇浄土宗教団本部

論文

上田喜三郎1998a「ハワイ日系人の生活史(29)」『太平洋学会学会誌』78-79:51-68

—————1998b「ハワイ日系人の生活史(30)」『太平洋学会学会誌』80-81:19-35

魚尾和瑛2017「明治後期における浄土宗の開教施策と開教使の活動——第四開教区布哇を事例に——」『宗教学年報』32:77-94

沖田行司1997『ハワイ日系移民の教育史——日米文化、その出会いと相剋——』ミネルヴァ書房

中野毅1979「Ⅱ参考資料篇3. 宗教関係法」柳川啓一・森岡清美編『ハワイ日系宗教の展開と現況—ハワイ日系人宗教調査中間報告』東京大学宗教学研究室:223-248

—————1981「ハワイ日系教団の形成と変容——本派本願寺教団と日系コミュニティ」『宗教研究』55-1:45-72

中村周愨編1898『浄土宗制規類聚:附・宗制義解』浄土教報社

布哇教育会編1937『布哇日本語教育史』布哇教育会出版部

ハワイ日本人移民史刊行委員会編1964『ハワイ日本人移民史』布哇日系人連合協会

星野英紀1981「開教使の活動——ある「開教使記録」より——」柳川啓一・

- 森岡清美編 1981 『ハワイ日系人社会と日本宗教——ハワイ日系人宗教調査報告書』 東京大学宗教学研究室 :191-198
- 柳川啓一・森岡清美編 1979 『ハワイ日系宗教の展開と現況——ハワイ日系人宗教調査中間報告』 東京大学宗教学研究室
- 1981 『ハワイ日系人社会と日本宗教——ハワイ日系人宗教調査報告書』 東京大学宗教学研究室
- 鷲見定信 1982 「成立期のハワイ浄土宗教団」 『宗教研究』 255:158-160
- 1983 「明治期のハワイ開教」 『仏教論叢』 27:33-42
- 1984 「『開教区記録』 にみられたハワイ浄土宗」 竹中信常 『宗教文化の諸相：竹中信常博士頌寿記念論文集』 :1265-1282
- 2004 「ハワイ浄土宗とアメリカ化をめぐって」 『仏教思想の受容と展開：宮林昭彦教授古稀記念論文集』 2:151-167

註

- 1) 1907年に日系宗教で初めてハワイでの法人設置許可を取得している。
- 2) 財団法人布哇浄土宗教団は第二次大戦後組織を再編し、ハワイ浄土宗教団となっている。
- 3) 開教使会に信徒代表を加えた教団本会議のこと [中野 1981:66]。
- 4) この資料には、書名などが記されていない為、筆者が便宜上『浄土宗開教院日鑑』と呼称している。また、当資料は筆者が2016年6月19日～7月1日まで浄土宗ホノルル別院にて行った調査において、許可を得て閲覧、複写したものである。
- 5) フーヴァー研究所ライブラリー&アーカイブズの邦字新聞デジタル・コレクションを利用した。(http://hojishinbun.hoover.org/cgi-bin/hojishinbun 最終アクセス2017年9月15日)
- 6) [中村周愷編 1898:5-6]
- 7) 『浄土教報』1906年2月19日 683号:7-8
- 8) [新保 1987:188-189]
- 9) 『法友』は筆書の管見の限り、東京大学の明治新聞雑誌文庫に所蔵されている、第5～9号のみしか現存が確認できていない。目次では通仏

教的な説教や浄土宗教義に関する説教のみならず、宗教の必要性や天理教への対応といった内容も記される。

- 10) 『浄土教報』1906年6月11日699号:5
- 11) [新保 1987:189-191]、『日布時事』1910年6月16日号、同学校の設立に関しては、『布哇報知』が賛成、『日布時事』が反対という立場で、日系社会にその必要性を問い、その結果1911年1月に開校式が行われ、40名の生徒が集まった。
- 12) 『日布時事』1914年10月15日号によると、当時の日本総領事が生徒の代表と面会し、解決策を相談したようである。
- 13) 『日布時事』1914年11月16日号
- 14) 『日布時事』1914年11月17～19、21、23、25、28、30日、12月1～3日、5、7、16日号
- 15) 『日布時事』1914年12月19日号
- 16) [福田編 1934:72]
- 17) この試訴について沖田行司は、単にアメリカの国策としてのアメリカニズム運動のみによって出現した訳で無く、外国語学校取締法の目的の中には、英語を話し、アメリカ的文化を身につけることだけでなく、日系人社会から「非基督教的宗教団体」すなわち仏教勢力、特に本派本願寺を駆逐する意図が隠されていたことを明らかにしている [沖田 1997]。
- 18) ハワイの議会のこと。
- 19) 詳しくは [布哇教育会編 1937] [ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1964]。基本的に仏教教団は試訴側に、キリスト教系教団は反試訴側に分かれていた。また、当時の二大日系新聞である『布哇報知』は試訴、『日布時事』は反試訴に分かれ、日系社会を二分していた。
- 20) 『浄土教報』1917年8月10日1279号:8
- 21) 『浄土教報』1920年2月20日1401号:9。また、浄土宗発行の『宗報』によると、ハワイからの帰国後7月には、朝鮮開教区開教区長へと任ぜられている (『宗報』1920年7月、37号)。
- 22) 上田喜三郎は、立川の妻、立川冨にインタビュー調査を行い、そのライフヒストリーをまとめている [上田 1998a,b]。そのインタビューによ

ると、立川開教使長は、結核の疑いがあったようである。

- 23) 『浄土宗開教院日鑑』では、「不祥事」と記されており、その語を使用している。
- 24) [福田編 1934]
- 25) 『浄土宗開教院日鑑』:23、[新保 1987:269-270,308-309]。
- 26) 『日布時事』、『布哇報知』1925年2月13～17日号
- 27) 『浄土教報』1926年9月27日1680号:5
- 28) 1912年に満州へと開教使として渡っており、その時からの旧知の仲であった [柴田 1929]。
- 29) 福田が1934年に開教本部新築を記念して作成した『洋上の光』の記念帳発刊に際して柴田が寄稿している [福田編 1934:13]。
- 30) [福田編 1934:43]
- 31) 細則第五条では、それぞれ「一、学務部 日本女性の婦徳涵養と宗教教育を趣旨とする布哇女学校を置き完備せる教育を施す。二、婦人部 浄土宗新年の増進と婦徳涵養を主とする婦人会を設け社会の為に努力す、但し会則は別に之を定む。三、青年部 青年の指導と訓育の為に青年会を設け青年社会の氣勢を揚ぐ。四、敬老部 敬上自下として老人慰安の為に敬老会を設け各種の慰安をなす但し会則は別に之を定む。五、雑務部 各種社会公益の為に努力し本教団機関誌たる『布哇佛教』編輯に努力す。」とその内容なども決められている。
- 32) 細則第十三条では、「一、経営部 浄土宗寺院の経営維持に就き確立を計るものとす。二、修繕部 浄土宗寺院家屋及付属家屋其他境内等の修繕一切を司るものとす、三、臨時部 改築、新築、移転、土地購入、其他臨時の諸問題一切を司るものとす。」とされている。
- 33) 仏教徒も構成員として含める点は、法友会会則と同様であるが、影響関係があるかは不明である。
- 34) 本派本願寺は信徒評議員35名と規定されている [中野 1981:65]。
- 35) [福田編 1934:47]、[新保 1987:291-292]
- 36) [福田編 1934:72]
- 37) [福田編 1934]、[新保 1987]

- 38) 明治後期のハワイ浄土宗の開教施策、開教費については、拙稿「明治後期における浄土宗の開教施策と開教使の活動——第四開教区布哇を事例に——」を参照 [魚尾 2017]。ちなみに 1898 年のハワイへの開教費は 600 円であった。